

発行所(郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸の内ビルディング781号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (212) 4007・1447
 編集責任者 岡沢憲夫
 印刷所 関東図書株式会社
 価額200円(年間購読料千円)
 1989年10月25日発行
 第21巻 第10号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.21 No.10

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi-Bldg., No.781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan.

地球環境の保全とスウェーデン

Global Environment and Sweden

理事 中央大学教授 丸尾直美
 Director, Prof. Naomi Maruo

スウェーデンは福祉と環境保全の面で数々の先駆的政策を行ってきた。二〇年前の公害問題でも今回の地球的環境保全の問題でも、その深刻さに早くから目ざめ、一九六九年には、国連環境会議を提唱し、一九七二年にストックホルムで世界最初の国連環境会議を開いた。

今回の地球的環境問題でも着目が早く、酸性雨対策やフロンガス規制を早くから提唱し、自ら実践した。国民の環境意識も高い。三年前に統計庁が行った世界調査でも既に、不安を感じることの一つとして半分近くの人々が世界の環境汚染を挙げたとのことであり、その比率は世界の飢餓、戦争、個人の経済問題、失業等の不安を挙げた人よりも大きかったという。三年前といえば、日本では、地球環境の汚染の不安ということは世論調査の不安の項目にも挙げられていなかったほど、地球環境の汚染問題には無関心だった。スウェーデンが環境保全の国際化に熱心だと聞いても、北欧では樹木の育ちが遅いから森林を大切にすのだとか、他国と陸続きだから他国の環境にも関心を持つのだとか、環境保全機器に先行投資しているので世界が環境保全対策をとればもうかるからだとかと受けとめる日本人が多かった。たしかにそういう面もあるが、スウェーデンでは国民も政府も野党も地球的な環境汚染を日本人よりもはるかに深刻に考え、環境保全対策と運動を進めている。国

内でも森林や自然の保全に熱心であるし、政府も大部分の自治体も低公害紙を使用しているし、国民も低公害紙を買う傾向がある。今年の六月、住宅・住環境調査にスウェーデンをも訪れたが、都市近郊の自然保全についての日瑞の違いを痛感した。筆者の住む神奈川県は環境対策では日本では先駆的な県であるが、その神奈川県でも何年前に作った神奈川二一世紀プランでは二一世紀までに神奈川県の山林は三分の一以下になる計画になっていたし、現に横浜でも土地の九・一%しかない山林を二一世紀までにさらに六%台にまで減らすプランが検討されている。日本は今や世界の森林を守れと国際舞台で提唱するまでになったが、自然保全の重要性についての自覚と政策については、スウェーデンを参考にすべきところがまだまだあるように思われる。

目次

地球環境の保全とスウェーデン…丸尾直美…	1
オンブズマン研究雑感 ……川野秀之…	2
(STOCKHOLM 通信)スウェーデン的思考法 ……三瓶恵子…	4
SIP ニュース ……	5
(統計)数字で見るスウェーデン(No.1) ……	6

オンブズマン研究雑感

Some Thoughts about Ombudsman Studies

玉川大学助教授 川野秀之

Asso. prof., Hideyuki Kawano

1 なぜ私はオンブズマン制度の研究をはじめたのか

今年3月、5年がかりの懸案であったカナダ・カールトン大学のローワット教授の著書『世界のオンブズマン構想』が早稲田大学出版部から刊行され、ようやく翻訳者としての肩の荷を少し下ろしたところである。原著者ローワット教授には、翻訳が大変遅れたこととおわびの言葉もない。

ここでわたしがなぜこのオンブズマン研究に関心をもつようになったのか、若い研究者がどのようにして新しいテーマへ没頭するかの一例として記録に止めておきたい。

わたしがオンブズマン制度の存在を知ったのは、昭和44年(1969)の12月、大学院にはいってそろそろ修士論文のテーマを決定する頃、大学図書館で文献を探していて、平松毅教授の『法学論叢』掲載の論文「国政監察制度の歴史的考察—オンブズマンについて」(1968・4)を見つけたことによってであった。それから山本正太郎関西学院大学教授(故人)の諸業績(現在『英国行政法の研究』に収録されている1962年から65年にかけての6つの論文)を見つけ出すことができ、まるで宝の山に入った感じがしたといってもおおげさではなかった。

さらに次の出会いは、正にローワット教授の編集された『オンブズマン』第二版(1968)との出会いであった。また同時にハーバード大学のゲルホーン教授の『オンブズマンとその他の諸制度』(1966)、さらにスイスのハラール教授による『スウェーデンのオンブズマン』(1964、独文)へと進んでいった。今から考えるとタイミングとしては絶好の時期であったといえよう。これらの著書論文を基礎として、わたしの修士論文「行政府に対する民主的統制についての研究」(1971)を完成したのであった。

それから18年の間にさまざまな業績が刊行され、現在私の書棚にあるだけでも、洋書23冊

(文献目録、実態調査を含む)、年刊専門誌『オンブズマン・ジャーナル』8冊、雑誌の特集1冊、関係論文5点、和書7冊、わが国における関係論文はかなりの数にのぼる(その内私の書いたものだけでも18点ある)。なおこれからも外国の刊行物について網羅的に収集を続けることはなかなか大変であろうが、できるだけ協力してゆきたい。

2 なぜオンブズマン制度研究が盛んになったのか

このように業績が蓄積されていった原因としては、世界各国でオンブズマン制度が急速に注目を集め、多数の研究ないし紹介が行われたことが一つ、オンブズマン経験者を含め、熱心な紹介者が世界的に多数出現したこと、そしてその具体的な現れとして、1978年カナダのアルバータ大学法学部に国際オンブズマン研究所(International Ombudsman Institute)が創設されたことがあげられる。

この研究所の創設メンバーのうち、昨年あいついでなくなられたウルフ・ルンドヴィク氏(Ulf Lundvik)とランドル・イバニー氏(Landall E. Ivany)について少し紹介することにしたい。

ウルフ・ルンドヴィク氏は元スウェーデンの首席オンブズマンで、研究所の第二代所長であった。ストックホルムの自宅に国際オンブズマン図書館を設置し、『オーストラリアのオンブズマン』(1984)や『カナダの州オンブズマン』(1981)などの著作を研究所から刊行している。オンブズマン制度の外国への普及とその結果の検証に極めて熱心であった。

ランドル・イバニー氏はカナダ・アルバータ州の第二代オンブズマンをつとめた牧師で、その後研究所の専務理事兼事務局長に就任し、研究所の業務を精力的に推進してきたが、88年9月ガンで病死された。著作に『オンブズマンシップ論集』(1981)がある。個人的なことではあるが、

わたしが研究所の入会申し込みをしたときにいただいた心暖まる手紙は今でも忘れることができない。

この二人の活動が国際的なオンブズマン制度の普及に果たした役割は、カナダの行政学者で、前記の『オンブズマン』（編著）・『世界のオンブズマン構想』の著者であり、地方自治制度や情報公開制度の専門家であるローワット教授とともに非常に大きいといえよう。

3 国際オンブズマン研究所の活動

まず研究所の活動として、まず第一に上記の『オンブズマン・ジャーナル』をはじめ、『オンブズマン年鑑』、『世界のオンブズマン一覽』、40点以上の『研究叢書』、年6回の『ニューズレター』などの出版物の刊行があげられる。さらに世界各国のオンブズマンの交流助成、またオンブズマンの現職者あるいは経験者を客員研究員として招聘する制度、さらに世界の文献を集めた図書室とコンピュータベースに基づく文献目録の整備、関係論文の『研究叢書』としての刊行助成などを行っている。

現在はイバニー専務理事の存在が余りにも大きかったせいか、研究所の事業者はやや停滞しており、『ニューズレター』の刊行も不定期になり、財政状況もあまり芳しくないようであるが、せつかくここまできたものを維持できないといった事態になることだけは避けなければいけない。そのための助力を得られれば幸いである。私見であるが、日本人の個人会員はまだ一桁で、余りにも少ないように思われる。実際年会費75ドルで『オンブズマン・ジャーナル』、『オンブズマン年鑑』、『世界オンブズマン一覽』、『ニューズレター』（バックナンバーを含む）を配布され、その他の文献も25%引きで購入できるのである。どうぞ関心のある方のご協力をお願いする次第である。なお研究所の住所は、

International Onbudsman Institute
University of Alberta
Faculty of Law
Edmonton, Alberta
CANADA T6G 2H5

である。

4 おわりに

スウェーデン特有のオンブズマン制度が、第二次世界大戦後世界各国に普及していったのは、確かに福祉国家に対する期待と連動していた。したがって福祉国家に対する期待がさまざまなジレンマに直面している今日、オンブズマン制度が現実にとどこまで機能しうるのかという評価についてもかなりきびしい状況にきているといっても過言ではない。民主政治の欠点があった一つの制度を作っただけですべて消えるなどという幻想ははじめから持ち合わせてはいないとはいえ、制度が導入された諸国で所期の結果をあげているかどうかについては現在のところどうも否定的なものが多いのかもしれない。

しかし評価は性急にはできないし、10年、20年の中期的評価にすら囚われずに、もっと長い目で見る必要がある。実際スウェーデンで導入されてから他国が注目するまでには150年かかっている。制度が定着し、実効力をあげるためには少なくとも30年から50年は必要なのではあるまいか。もとよりそれでは今日の急務を解決するには役立たないという批判も当然であろう。しかしそれは実はないものねだりである。オンブズマン制度が実現しうる部分はあまり大きくないのかもしれないが、大きな制度改革の一環として行政不信を緩和するために一定の役割を果たすことは可能である。オンブズマン制度に期待しうるのはそれ以上でもそれ以下でもない。今後とも冷静に事態の推移を見守ることにしたい。

スウェーデン的思考法

How the Swedes think

会員 三瓶恵子

Ms. Keiko Kjellsson-Sampe

「スウェーデン人は合理的・論理的な国民である」ということをよく聞きます。もちろん個人個人は千差万別でしょうが、確かにそういう雰囲気社会全体にあるような気がします。日本人から見ると「ちょっと変わっているナ」と思われる「合理的、論理的」なことがあちこちにみうけられます。以下、そのような例を幾つか思いつくまに書いてみようと思います。

(1) エスカレーター表示

一番最初に感心させられたそのような例は地下鉄の駅のエスカレーター表示でした。

日本だと「上」「下」という表示になるところが、こちらではホームから改札口へ上がる時には、「上 UPP」と「上にあらず EJ UPP」とあり、改札口からホームへ下がる時には「下 NED」と「下にあらず EJ NED」と書いてあるのです。ホームから上がってくるエスカレーターは、上がってこられるところのほうの階からみれば、確かに「下」ではないわけです。いまだにその表示を見る度に「律義さ」を感じておかしくなったりします。

(2) 麻薬中毒者への注射器無料配布

夏休み前の国会審議で現在既に行われている麻薬中毒者への注射器無料配布の試行をさらに拡大するという決定がなされました。麻薬の奨励をするようなこの決定に驚くのは私ばかりではないと思いますが、これはエイズ・キャンペーンの一環で、麻薬中毒者が注射器の貸し借りをすることによってエイズが蔓延してしまうことを防ぐための措置なのだそうです。でもスウェーデン以外にも同じような措置をとっている国がヨーロッパには多くあるそうで、この点に関してはスウェーデン人だけが特殊な考え方をすると言うわけではないようです。

(3) 死んだらお金は出ない

ある人が交通事故にあったとします。車の損害は自動車保険から補償金が出ます。けがをしたとしたら疾病保険が出ます。運悪く大怪我で死んでしまったとしたらどうなるかという、その事に対しては、どこからもお金はおりてこないのです。(自分で特別に保険会社の「事故保険」に入っていれば別ですが。) 後に残された家族に対して加害者(死んだ人が被害者だった場合)が経済的な保証をする義務はないのです。残された家族が経済的に窮地に陥れば、公的福祉のほうから補助が出ます(例えば両親が死んで孤児になってしまった子供に対しては「子供年金」が支給されます)。損害賠償裁判の記事を見慣れている日本人の目には奇異にうつることでしょう。

(4) 乳母車に乗った子供連れの大人はバスはタダで乗れる

これはスウェーデンのなかでも多分ストックホルムだけだと思いますが、乳母車に乗った子供連れの大人はバス代を払わなくてもいいことになっています。乳母車はバスの中央の降車口から出入りして、降車口の近くのちょっと広がっているところに置くので、いちいち人込みをかきわけて運転手(ワンマンバスです)のところまで運賃を払いにくくと時間がものすごくかかるためにこういう規則になっているのだと思います。「普通の人の3倍以上のスペースをとった上にタダとは……」とジロジロ睨む人もいません(関係ありませんけれど犬連れでバスに乗るときは、40cm以上の長さの犬についてはちゃんと「犬料金」を払います)。

以上「みんなあたりまえじゃないの」と思った人はスウェーデン的思考の出来る人だと思います。いかがですか？

スウェーデンの人口、現在850万人

公式予想によると、本年度7月半ば現在でスウェーデンの人口は850万の大台にのったといわれる。上半期の報告で、中央統計局は人口が3万9,000人増、849万7,700人になったとしている。因みに、昨年度上半期の人口増は2万4,000人であった。

人口が増したのは主として、本年度に入って2万5,000人(実質)の移民が我国に流入したためである。スウェーデンへの移民は3万5,000人、逆に海外への移民はわずかに9,850人で、過去最低のレベルであった。因みに、1988年度の我国への移民と海外への移住者の数は、それぞれ2万3,000人、1万75人であった。

スウェーデンでは、現在、出生率も増加しているといわれる。1989年度1～5月期に我国では6万人の赤ん坊が生まれたが、これは昨年同期の出生より1,000人強多い。

死亡率は引続き下降している。本年度1月1日～6月30日までに、スウェーデンに居住していた4万6,386人が死亡した。なお、昨年度上半期の死亡は4万7,853人であった。

スウェーデンの人口は1969年度末に800万人を突破した。1970年代、1980年代の人口増は極めて緩やかで、スウェーデンの人口は820万人と830万人の間を推移していた。(SIP 303/89)

本年度ノーベル賞賞金額は300万クローナ

本年度のノーベル各賞の賞金額は昨年度の250万クローナ(6,250万用)の20%増300万クローナ(7,500万用)であるという。また、本財政年度よノーベル財団の営業利益は5,790万クローナ(14億4,750万円)で昨年の3,390万クローナ(8億4,750万円)を上回った。(SIP 303/89)

スウェーデンで出版された少数民族事典

此の程「多様文化スウェーデン」(Det mångkultuvelle Sverige)という題名のスウェーデンに移民して来た民族グループに関する事典が出版された。編集者はウプサラ大学の民族総合研究センターのイングヴァル・スヴァーンベリ(Ingvar Svanberg)とハラルド・ルーンブルム(Harald Runblom)、出版元はストックホルムのイードルンズ(Gidlunds)である。同事典では、アルバニア人、ユーゴスラビア人を含むおよそ80の民族がアルファベット順に扱われており、総ページ数は500ページである。

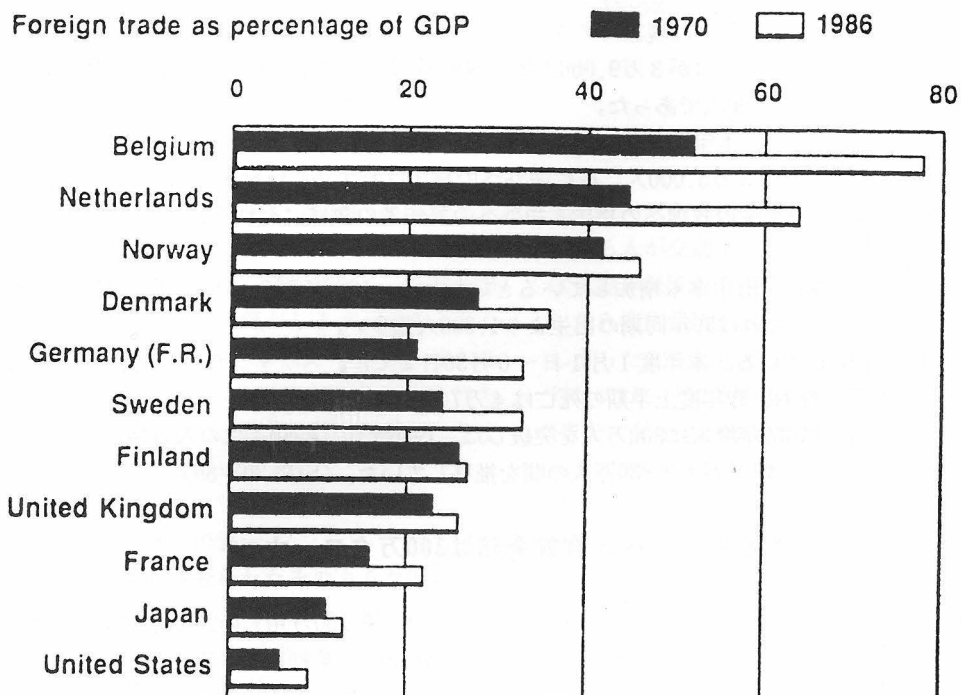
スウェーデンはしばしば民族的には単一と考えられているが、今日我国は166カ国に及ぶ様々な国々からの移民やさらに多くの民族グループを擁している。それら全てが此の程の出版物に含まれているわけではないが、これは主として、利用可能な情報の欠如によるものである。従って、同書は包括的な記録とみなされるべきではないことを編者は指摘している。

同事典出版の目的は移民の歴史、文化、宗教、言語に関する情報をのせたガイドブックを提供することである。同書は雇用の過程で少数民族と接触する人々や自分達の先祖がいかにしてスウェーデンで暮してきたかを知ることに関心を抱いている移民にとって実用的かつ学術的な書であるよう意図されている。同書はまた、スウェーデンの多様文化の過去と現代に関する一般的情報書としても意図されている。

スウェーデンの文化的孤立に関する社会通念は19世紀には真実でありえたが、それ以前とりわけ17世紀に関しては、スウェーデン社会は折衷的であったといわれる。ただ、戦後にスウェーデンへの移民が確実に増大した結果、80年代はかつてない民族的、文化的、宗教的、言語的多様性を特徴とするに至った。(SIP 230/89)

数字で見るスウェーデン (No.1)

①外国貿易の比重 (Svenska Institutet, The Swedish Economy, 1988)



国内総生産に占める輸出の比率と世界貿易に占める比率。1970, 1986

Country	国内総生産に占める輸出の比率		世界貿易に占める比率	
	1970	1986	1970	1986
Belgium	52	78	3.5	4.7
Netherlands	45	64	4.0	5.5
Norway	42	46	1.2	1.2
Denmark	28	36	1.2	1.4
Germany (FR)	21	33	10.4	16.4
Sweden	24	33	2.1	2.5
Finland	26	27	0.7	1.1
United Kingdom	23	26	7.6	7.2
France	16	22	6.1	8.4
Japan	11	13	5.8	14.2
United States	6	9	15.0	14.7

注) 上記の世界貿易に占める比率は、OECD 諸国の全輸出に占める比率